

○四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成13年3月27日

条例第1号

改正 平成18年12月22日条例第35号

平成20年9月29日条例第31号

平成25年12月26日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(経営許可の申請)

第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 経営の計画
- (4) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 墓地等の構造
- (6) 工事の着手及び完了の年月日

(変更許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地)

- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更後の経営の計画
- (4) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 変更後の墓地等の構造
- (6) 変更に係る工事の着手及び完了の年月日
- (7) 変更の理由

(廃止許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 墓地等の名称
- (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 廃止の理由

(事前協議)

第6条 法第10条第1項又は第2項の規定による墓地又は納骨堂の経営又は変更の許可の申請をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、規則で定めるところにより、墓地又は納骨堂の工事着手前に墓地又は納骨堂の計画について市長と協議しなければならない。ただし、既に経営している墓地又は納骨堂の区域又は施設を縮小する場合は、この限りでない。

(説明会の開催)

第6条の2 墓地の経営の許可を申請しようとする者は、規則で定める区域に係る住民及び土地又は建築物の所有者又は使用者（以下「関係住民等」という。）に対し、計画の内容を周知するため、規則で定める場合を除き、説明会を開催しなければならない。

- 2 墓地の経営の許可を申請しようとする者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(平 2 5 条例 4 2 ・ 追加)

(関係住民との協議)

第 6 条の 3 関係住民等は、墓地等の経営又は変更の計画について、墓地の経営の許可を申請しようとする者に対し意見を述べることができる。

2 墓地の経営の許可を申請しようとする者は、前項の規定により意見を述べた関係住民等と協議しなければならない。

3 墓地の経営の許可を申請しようとする者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(平 2 5 条例 4 2 ・ 追加)

(許可等の通知)

第 7 条 市長は、法第 1 0 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第 8 条 市長は、法第 1 0 条第 1 項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地が次条から第 1 1 条まで及び第 1 5 条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。

(2) 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で主たる事務所を市内に有するもの（以下「市内宗教法人」という。）が同法第 2 条に規定する目的のために行う活動として永続的に自己の所有地（規則で定める場合以外の場合にあっては、当該市内宗教法人の事務所が存する境内地（同法第 3 条に規定する境内地をいう。以下同じ。）又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した墓地を経営しようとするとき。

(3) 公益社団法人又は公益財団法人で主たる事務所を市内に有するもの（以下「市内公益法人」という。）が永続的に自己の所有地（規則で定める場合以外の場合にあっては、当該市内公益法人の事務所が存する敷地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した墓地を経営しようとするとき。

- (4) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。
 - (5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。
- 2 市長は、法第10条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る納骨堂の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該納骨堂の施設が第12条及び第15条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。
- (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。
 - (2) 市内宗教法人が宗教法人法第2条に規定する目的のために行う活動として自己の所有地（規則で定める場合以外の場合にあっては、当該市内宗教法人の事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した納骨堂を経営しようとするとき。
 - (3) 市内公益法人が自己の所有地（規則で定める場合以外の場合にあっては、当該市内公益法人の事務所が存する敷地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した納骨堂を経営しようとするとき。
- 3 市長は、法第10条第1項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る火葬場の経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該申請に係る火葬場が第13条から第15条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。
- (1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合 当該墓地が次条から第11条までに規定する基準に適合していること。
 - (2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合 当該区域における改葬が完了

していること。ただし、引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合は、この限りでない。

5 市長は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係る施設が第12条から第15条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。

6 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合は、この限りでない。

(平18条例35・平20条例31・一部改正)

(墓地の環境基準等)

第9条 墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20メートル以上であること。
- (2) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。）から墓地までの距離は、100メートル以上であること。
- (3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。
- (5) 焼骨のみを埋蔵する墓地で、かつ、規則で定める同意を示す書類が提出された場合であって、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第2号の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は湖沼の改修等によ

り同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合及び当該墓地の経営者以外の者が同項第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項第1号及び第2号の規定を適用しない。

(平25条例42・一部改正)

(墓地の施設基準)

第10条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3メートル以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、墓地の区域の面積が1,000平方メートル未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように高さ1.8メートル以上の障壁等を設けるものについては、この限りでない。
- (2) 墓地の出入口には、門扉を設けること。
- (3) 墓地の区域内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 墓地の区域内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。
- (5) 墓地の区域内には、便所、使用水の施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 墓地の区域内には、墓地の墳墓数に0.05を乗じて得た数(当該数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、土地の形状その他特別の事由によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

(平18条例35・平20条例31・一部改正)

(3,000平方メートル以上の墓地の基準)

第11条 墓地の区域の面積が3,000平方メートル以上の墓地は、前2条（前条第5号を除く。）に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000平方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 前条第1号に規定する障壁又は密植したかん木の垣根等に接し、その内側に次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地の区域内に設けるときは、この限りでない。

墓地の区域の面積	緑地帯の幅
3,000平方メートル以上4,000平方メートル未満	1メートル以上
4,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	2メートル以上
5,000平方メートル以上6,000平方メートル未満	3メートル以上
6,000平方メートル以上7,000平方メートル未満	4メートル以上
7,000平方メートル以上8,000平方メートル未満	5メートル以上
8,000平方メートル以上9,000平方メートル未満	6メートル以上
9,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	7メートル以上
10,000平方メートル以上	8メートル以上

(2) 墓地の区域内の主要な通路の幅員は、3メートル以上とすること。ただし、10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の区域内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上とすること。

(3) 墓地の区域内には、管理事務所を設け、墓地の利用者が使用しやすい位置に便所、使用水の施設、休憩所等を配置すること。

(平18条例35・平20条例31・一部改正)

(納骨堂の施設基準)

第12条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 納骨堂の周囲は、相当の空地を有し、かつ、その境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する納骨堂にあっては、この限りでない。

- (2) 納骨堂の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 納骨堂には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。ただし、納骨堂の利用者が使用できる便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、納骨装置の存する建物（前項第1号ただし書に規定する納骨堂にあっては、当該納骨堂）は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 耐火構造とし、内部の設備は、不燃材料を用いること。
- (2) 内部には、除湿装置を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。ただし、納骨装置の存する場所の出入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

（火葬場の環境基準等）

第13条 火葬場は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等から火葬場までの距離は、100メートル以上であること。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 火葬場を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。

2 前項の規定にかかわらず、火葬場の設置後において、当該火葬場の経営者以外の者が、同項第1号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

（火葬場の施設基準）

第14条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 火葬場の境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。
- (4) 火葬炉には、防臭、防じん、防音及び大気汚染防止について、十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。
- (5) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。
- (6) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。

(7) 火葬場には、灰庫を設けること。

(8) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。

(基準の適用除外)

第15条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第9条から前条までの規定を適用しない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第16条 法第11条第1項及び第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、その許可があったものとみなされることとなった後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

(2) 都市計画事業等の名称

(3) 墓地又は火葬場の名称

(4) 墓地又は火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積

(5) 墓地又は火葬場の構造

(6) 工事の着手予定及び完了予定の年月日

(変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は、第3条又は第4条の規定により提出した申請書に記載した事項又は前条の規定により提出した届出書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に変更を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

(2) 墓地等の名称

(3) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積

(4) 変更の内容

(5) 変更年月日

(6) 変更の理由

(経営者等の責務)

第18条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する管理者（以下「経営者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 経営者等は、墓地等の周辺住民等との間で紛争が生じたときは、誠意をもって自主的に解決するように努めなければならない。

(2) 墓地等の管理運営は、経営者等が行うこと。ただし、付随的な事務を委任する場合は、この限りでない。

(3) 墓地等は、常に清潔を保持し、施設が破損した場合は、速やかに修理すること。

(4) 墓地の区域の面積が3,000平方メートル以上の墓地にあつては、当該墓地の出入口等利用者の見やすい位置に、規則で定める事項を規則で定める方法により表示すること。

(5) 火葬場における残骨は、宗教的感情上及び公衆衛生上支障のないように取り扱うこと。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、千葉県墓地の経営の許可等に関する条例（昭和59年千葉県条例第18号）により、千葉県知事が行った現に効力を有する行為又は千葉県知事に対して行われた行為は、この条例の相当規定によって市長が行った行為又は市長に対して行われた行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に存する墓地等については、当該墓地等の区域又は施設を変更する場合を除き、第9条から第14条までの規定を適用しない。

附 則（平成18年条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に第6条の規定による協議の申出があった墓地又は納骨堂について適用し、同日前に第6条の規定による協議の申出があった墓地又は納骨堂については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項又は第2項の許可を受けている墓地に係る基準の適用については、新条例第10条第1号及び第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出があった墓地又は納骨堂について適用し、同日前に事前協議の申出があった墓地又は納骨堂については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、施行日以後に第6条の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）が成立した墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の許可申請（以下「申請」という。）について適用し、施行日の前までに事前協議が成立した墓地等に係る申請については、なお従前の例による。